



沢辺税理士事務所通信

令和 元年 5 月 1 日号

NO. 063

※※※※ 消費税増税で令和は暗雲スタート(>_<) ※※※※

新年号「令和」、最近ようやくWordやスマホがダイレクトに変換してくれるようになってきました。めでたいことだとは思いますが、私的にはそれよりも10月の消費税10%が今年の最大のイベントです。今だに「増税再々先送り論」がくすぶっていますが、なぜでしょうか？それは、間違いなく景気に水を差すからです。

消費税が8%に増税されたのは平成26年4月ですが、その年の4-6月の日本の実質GDPは年率-6.8%です。歴史に学ぶ、という言葉を出すまでもなく、消費税の増税など軽く吹っ飛ばす数値ですよ。10%にしたら財政が再建できるとでも本気で考えているのでしょうか？来年の東京オリンピックまで景気はもつと信じて、(その先のことはとりあえず考えずに)日本経済は走っているわけですが、中国の経済も持ち直しの兆しがでてきたので何とかなるかな、というところに消費税増税という時限爆弾が爆発したらどうなるか。地方選に敗れた自民党が「増税先送り+衆参ダブル選挙」と言うのもあながち暴論ではないと思います。

特に事業者目線からしますと、消費税の8%→10%は2%の増税ではなく、 $8\% \times 1.25 = 10\%$ と25%の増税なわけですから、「消費税は預り金です」と正論を言われても肌感覚的にそれで納得するはずもないことはこの30年間で証明済みで、「景気の先行き不透明感+実質大増税」でまたも景気は低迷。令和に替わってもそんなことを繰り返すわけでは

さらに軽減税率制度というのも10月から実施予定ですが、これがまた〇〇もいいところ。こんなものを導入しないと上げられない消費税なら最初から上げるな！と共産党支持者でなくとも言いたくなります。いったい消費税制度を無意味に複雑にして何がしたいんでしょうか。税理士の仕事を増やして税理士の既得権を国を挙げて守ってくれているのでしょね。ホンマ、ありがたいことですわ。

一応軽減税率制度の説明をさせていただきますと、増税後も飲食料品と(なぜか)新聞の定期購読は引き続き8%です。軽減される飲食料品には、テイクアウト・宅配等は含まれ、酒類・外食等は含まれません。新聞等でよく議題に上がっていたのが、「コンビニで飲食料品を購入して、持ち帰れば8%だが、そのままイトインコーナーで食べると外食に該当するので10%。これをレジでの支払段階でどちらと判断するの？」という話でした。

結論は、コンビニは「イトインを利用される方は申し出てください」と張り紙しておき、レジで購入者に意思確認して判断。たとえ「持ち帰る」と答えて8%払った後イトインで食べても法律上咎めることはできないようで、法理論が破たんしているような。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>